

## 公立大学法人横浜市立大学職員の1月の勤務時間の算定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程第23条に規定する1月の勤務時間の算定方法を定めるものとする。

### (1月の勤務時間の算定方法)

第2条 1月の勤務時間は、各年の4月1日から翌年3月31日までにおける日数から、当該期間における日曜日及び土曜日及び公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第40条に定める休日の日数を引いた日数に、7時間45分（短時間勤務職員については、7時間45分に当該職員の勤務時間を就業規則第39条第1項に規定する1週間あたりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を、12で除して得た時間（端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

### 附 則（令和2年3月人第16436号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。